

第5回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月9日(火) 午後2時00分から午後3時07分

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員(20名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通	4番	牛嶋 徹也
5番	小川 哲郎	6番	角 秀次	7番	馬場 康浩
8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳	10番	仁田原一太
12番	入江 保生	13番	高山 和典	15番	増永 勝広
17番	江崎 潔	18番	中村 善徳	19番	茅島 澄雄
20番	中村 輝義	21番	田村 一彦	22番	三宅 覚
23番	池尻 律芳	24番	國武 覚		

4. 出席最適化推進委員(13名)

1番	樋口 重樹	4番	牛島由美子	5番	樋口 祐二
8番	服部 正文	12番	上村 洋治	15番	室園 千秋
18番	久木原秀登	22番	八田 久男	25番	中島 清隆
28番	井手 洋一	29番	橋村 茂實	33番	井上 昌彦
43番	山口 史登				

5. 欠席委員 農業委員(4名)

3番	松尾 健一	11番	稲葉 初男	14番	今村 嗣範
16番	古賀 則夫				

6. 欠席委員 最適化推進委員(2名)

39番	塩塚 義治	42番	栗原 嘉寿秀
-----	-------	-----	--------

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

議案第 26号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 28号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 9号 農地法施行規則第29条の規定による報告について
 議案第 29号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第 30号 農地法第5条の規定による許可処分の変更について
 議案第 31号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑
 美 黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃
 花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信
 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
 関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長 みなさまこんにちは。既に新聞、ニュース報道でご存じのように新
 型コロナウイルス感染症の取扱いが2類から5類へと移行されまし
 た。本日の会議の中で役員、事務局としては従来を進め方でマスク着
 用、感染症対策をしていこうと考えています。ただし、息苦しいなど、
 マスクを外されても個人の判断という事でお任せいたします。それ
 では、本日は令和5年度第5回農業委員会総会を開催いたしましたとこ
 ろ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありが
 とうございました。ただ今より農業委員会総会を開会いたします。

（ 議 長 着 席 ）

議 長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員 20名、
 農地利用最適化推進委員 13名 であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、23番
 池尻律芳委員、24番 國武覚委員を本日の会議の録署名委員に指
 名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 案件朗読 ）</p> <p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案6件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>議案第26号八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第26号八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について八女市長から本委員会に対し意見照会がありましたのでご説明いたします。</p> <p>この農業振興地域内農用地につきましては、優良な集团的農地を守るため、今後10年以上にわたり優良農地として確保するものであり、農地を別用途に使用するためには農振農用地からの除外手続きが必要となっております、逆に農振農用地になっている土地につきましては、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きがございます。</p> <p>今回の案件は令和4年3月の八女市農業振興地域整備促進協議会にて協議された案件のうち除外申請1件について意見照会するものです。</p> <p>詳細は2ページのとおりです。場所につきましては別添の資料をご覧ください</p> <p>内容につきましては、隣接する製紙工場の駐車場及び作業用道路となります。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決にはいりますが</p> <p>農業委員会としては、農業振興地域からの除外について周辺営農に影響がないように要請して申し出の通り適当であると答申したいと思</p>

議 長	<p>いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、適当であると答申いたします。</p> <p>次へ進みます。報告第8農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については26件です。総合計については、11ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地53筆のうち田51筆、畑2筆、合計面積は76,033㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。この案件は農業委員会に報告するものでございますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>議案第27号農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地、八女市本村字大間717番1、登記・現況ともに田、面積763㎡。譲渡人、広島県廿日市市の〇〇氏の遠方による耕作困難と、譲受人、八女市本村の福岡八女農業協同組合の農業指導及び研究実習農場としての利用ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>農地の権利移動につきましては、不許可の例外規定としまして、農地法施行令第2条第1項イの規定により、その権利を取得しようとする者が法人であって、権利を取得しようとする農地における耕作の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合は、農地の権利を取得で</p>

事務局	<p>きるとされております。今回の申請につきましては、JA職員及び組合員で農作物を栽培し、農業指導や作物の種類成育の研究実習を行い、組合員と意見交換をしながら農業経営及び技術の向上のために利用されるとのことです。また、定款・謄本において組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導等を法人の目的としてあり、業務の運営に必要と認められますので、不許可の例外として農地の権利取得が可能でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地、八女市祈祷院字黒石197番1。登記・現況ともに田、面積4,200㎡、外1筆で合計面積5,494㎡。譲り渡し人、八女市井延の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、八女市本村の社会福祉法人〇〇の就労及び実習農場としての利用ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>農地の権利移動につきましては、不許可の例外規定としまして、農地法施行令第2条第1項ハの規定により、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人がその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地の権利を取得できるとされております。今回の申請につきましては、施設利用者の就労・実習等のための農場として利用されるとのことです。また定款・謄本において利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを法人の目的としてあり、業務の運営に必要と認められますので、不許可の例外として農地の権利取得が可能でございます。以上でございます。</p>
事務局	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地、八女市津江字八升町321番1、登記・現況ともに田、面積1,796㎡。譲渡人、八女市津江の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、社会福祉法人〇〇の就労及び実習農場としての利用ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地、八女市立野字一竿476番1、登記・現況ともに畑、面積85㎡外1筆で、合計面積148㎡。譲り渡し人、八女市立野の〇〇氏の高齢による耕作困難と、譲り受け人、八女市立野の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。</p>

事務局	<p>続いて番号5番の説明をお願いします。</p> <p>5番についてご説明します。申請地は黒木町大淵字小谷667番1、登記・現況ともに畑、面積79㎡。この土地を、譲渡人、福岡市南区長住の〇〇氏の農業廃止と譲受人、八女市平田の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号6番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は立花町谷川字元寺226番2、登記・現況ともに畑で面積526㎡外6筆、合計面積4,466㎡。譲渡人である久留米市東町の〇〇氏の経営縮小と、譲受人である龍ヶ原の〇〇氏の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲受人の〇〇氏は、今回土地付きの空き家バンクに登録された空き家を購入し、取得した農地で初めて農業をされます。今回取得する土地のうち2筆の畑に、現況では倉庫及び出入り用の通路が入り込んでいたため、売買する前に整理・分筆をし、分筆後の畑を売買されるものです。</p> <p>出荷についてですが、今まで、めだかをネット販売した経験を生かして、野菜もネット販売を予定されています。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号7番の説明をお願いします。</p> <p>7番についてご説明いたします。申請地は立花町谷川字元寺252番1、登記、現況ともに畑で面積1,579㎡外1筆、合計面積1,664㎡。譲渡人である立花町谷川の〇〇氏の経営縮小と、譲受人である龍ヶ原の〇〇氏の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>〇〇氏は現在作付けを行っておらず、保全管理のみされていました。新規営農の状況については、6番と同様です。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号8番の説明をお願いします。</p> <p>8番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市星野村字久保2313番、登記・現況ともに田、面積315㎡他2筆、合計面積741㎡。</p> <p>譲渡人の八女市星野村の〇〇氏の経営縮小と、譲受人の八女市星野村の〇〇氏の相手方の要望による、所有権移転売買の申請です。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号9番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地、八女市馬場字西屋敷669番3、登記・現況ともに畑、面積389㎡。譲り渡し人、八女市本村の〇〇氏の子への贈与と、譲り受け人、八女市馬場の〇〇氏の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号10番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。申請地は立花町原島字上河原935番1で登記・田、現況・畑、面積802㎡外1筆、合計面積1,515㎡。譲渡人である立花町原島の〇〇氏の高齢による経営縮小と、譲受人である三潁郡大木町の〇〇氏の経営拡大による所有権移転贈与です。</p> <p>〇〇氏は大木町のほうでイチゴを栽培されており、今回取得した農地でおくらを作付け予定です。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号11番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。申請地は、八女市星野村字森脇16736番1、登記・現況ともに田、面積274㎡。 譲渡人である女市星野村の〇〇氏の経営縮小と、譲受人である八女</p>

議 長	<p>市星野村の〇〇氏の相手方の要望による、所有権移転贈与の申請です。 以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 続いて番号12番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番についてご説明いたします。申請地は、八女市星野村字宮蔵ノ上13329番2、登記・田、現況・畑、面積961㎡。</p> <p>譲渡人である八女市星野村の〇〇氏の親族への貸付と、譲受人である八女市星野村の〇〇氏の親族からの借り受けによる、10年間の貸借権設定の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案の通り決定いたしました。 15ページをお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員3番 松尾健一委員、5番 小川哲郎委員、9番 中島秀徳委員、19番 茅島澄雄委員、23番 池尻律芳委員、推進委員32番 野中敏成委員、36番 野中円三委員、43番 山口史登委員は八女市農業委員会議規則の第11条議事参与の制限に抵触する事案でありますので、席を下げさせていただきますようお願いいたします。</p>

議 長	それでは説明をお願いします。
事務局	<p>まず初めに、議案書発送後に申請者より利用権設定申請取下げの申し出がありました。33ページをお願いいたします。申請番号68番〇〇氏と〇〇氏の案件です。こちら取下げとなりましたので議案修正をお願いいたします。</p> <p>では、15ページに戻りましてご説明させていただきます。</p> <p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が1件、利用権設定の案件が244件ございます。</p> <p>番号1番 申請地 八女市豊福字六反田261番、登記・現況ともに田、面積1,469㎡。こちらを、神奈川県横浜市の〇〇氏より八女市豊福の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>16ページから72ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年から20年までの新規、再設定、合わせて利用権設定 件数244件。総合計については、72ページをご確認ください。取下げの申し出がありましたので総合計の筆数、合計面積が変わってまいります。利用権を設定する土地532筆、合計面積654,857.47㎡です。</p> <p>今回は新規営農の案件がございますのでご説明いたします。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>番号5番 申請地 八女市吉田字向井手54番、登記は田、現況が畑、面積4,484㎡うち3,000㎡。こちらを八女市岩崎の〇〇氏より八女市黒木町本分の株式会社〇〇へ3年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>株式会社〇〇は、こちらの農地において法人として農業経営を開始し、イチゴの栽培をされていく予定です。代表取締役の〇〇氏は、共同経営者とともに八女市内の農業法人のもとで1年間研修を受けられており、栽培に関する指導を受け農作業の知識を身に付けております。出荷先は久留米青果の予定です。</p> <p>法人に係る農地の権利移動については、審査要件がありますので、補足説明させていただきます。審査の基準といたしましては、まず1点目として、農地所有適格法人以外の一般の法人が権利を取得する場</p>

事務局	<p>合、申請後に申請農地を適正に利用していないと認められるときは、使用貸借または賃貸借を解除する旨の条件が書面による契約において付されていることとあります。この申請には解除条件付きの契約の書面が付されていることを確認しております。</p> <p>2点目に借主が適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれていることとされています。たとえば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路等の共同利用施設の取り決め順守や協力が得られるか、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるかなどとされています。</p> <p>この点につきましては、農道・水路の管理のための清掃草刈り、そのほか農業の維持発展のために積極的な活動を行っていききたいとのことです。</p> <p>3点目として、法人の場合は業務を執行する役員、または使用人のうち1人以上がその法人の行う耕作の事業に常時従事することとされています。この点につきましては、代表取締役及び取締役が常時従事するとのことです。以上のことから審査要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>続きまして18ページをお願いいたします。番号9番から11番については関連がありますので一括してご説明いたします。</p> <p>番号9番 申請地 八女市吉田字辺田ノ前1020番1、登記・現況ともに田、面積537㎡ 外1筆、合計面積1,602㎡。こちらを八女市吉田の〇〇氏より八女市吉田の〇〇氏へ10年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>番号10番 申請地 八女市吉田字辺田ノ前997番、登記・現況ともに田、面積572㎡ 外1筆、合計面積1,323㎡。こちらを八女市吉田の〇〇氏より八女市吉田の〇〇氏へ5年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>番号11番 申請地 八女市吉田字水町1032番、登記・現況ともに田、面積2,050㎡。こちらを八女市吉田の〇〇氏より八女市吉田の〇〇氏へ20年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>〇〇氏についてご説明いたします。JAふくおか八女就農支援センターの第8期生として1年間研修を受けられ、栽培に関する管理等の指導を受け農作業の知識を身に付けられております。今回借りられる農地でイチゴを栽培されます。出荷先はJAの予定です。</p>
-----	--

事務局	<p>続きまして31ページ、60番をお願いいたします。</p> <p>番号60番 申請地 八女市鵜池字婦毛1018番、登記・現況ともに畑、面積358㎡、外1筆、合計面積2,890㎡。こちらを八女市鵜池の〇〇氏より八女市本町の〇〇氏へ5年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>〇〇氏についてご説明いたします。JAふくおか八女就農支援センターの第8期生として1年間研修を受けられ、栽培に関する管理等の指導を受け農作業の知識を身に付けられております。今回借りられる農地でイチゴを栽培されます。出荷先はJAの予定です。</p> <p>続きまして52ページ、150番をお願いいたします。</p> <p>番号150番、申請地、八女市黒木町笠原字新道11098番、登記・現況ともに田、面積1,022㎡ 外4筆、合計面積5,134㎡です。</p> <p>こちらを、八女市黒木町北木屋の相続人代表〇〇氏より、八女市黒木町笠原の〇〇氏へ3年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>〇〇氏についてご説明いたします。令和2年に福岡市より黒木町笠原に移住され、現在、黒木町笠原においてレストランを運営されています。今回借り入れをされる農地で、お米を生産され、経営されているレストランでの提供やレストランでの販売、イベントやインターネットによる販売を予定されています。</p> <p>米づくりの指導については、地域の農家から指導を受けられる予定です。</p> <p>続きまして57ページ、174番をお願いします。この案件は175番と関連がありますので一括してご説明いたします。</p> <p>番号174番、申請地、八女市黒木町本分字北原1509番3、登記現況ともに田、面積664㎡。</p> <p>こちらを、八女市黒木町本分の〇〇氏より、八女市馬場の〇〇氏へ5年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>番号175番、申請地、八女市黒木町本分字北原1517番1、登記現況ともに田、面積1,394㎡。</p> <p>こちらを、八女市黒木町本分の〇〇氏より、八女市馬場の〇〇氏へ5年間の賃貸借権設定の申請です。</p> <p>174番の〇〇氏と175番の〇〇氏についてご説明いたします。</p> <p>お二人はご夫婦で、JAふくおか八女就農支援センターで令和4年6月よりイチゴ栽培の研修を受け、令和5年3月に青年等就農計画認</p>
-----	--

事務局	<p>定者として認定されています。今回借り受けられる農地でイチゴを栽培される予定です。出荷先はJAの予定です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。関係する議員さんは元の席にお戻りください。</p> <p>73ページをお願いします。</p> <p>報告第9号農地法施行規則第29条の規定による報告について番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。申請地の場所は、国道3号線吉田交差点より北西へ400mほど進んだ農地になります。申請人は八女市吉田の相続人代〇〇氏、申請地は、吉田字辺田ノ前1020番2、登記・現況ともに田、面積1,065㎡のうち180㎡を農業倉庫用地として利用されます。</p> <p>農業倉庫につきましては、ユニットハウス1棟、トラックコンテナ1棟の90㎡です。倉庫には、作業場及び農業資材、機材を格納されます。</p> <p>隣接農地の同意は隣接農地の所有者と連絡がとれないとのことです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。この案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を行います。</p> <p>番号2番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>2番について説明いたします。申請地の場所は、八女市本村にあります八女警察署福島交番より北へ200mほど進んだ農地になります。申請人は八女市岩崎の〇〇氏、申請地は、岩崎字綿打42番1、登記・現況ともに田、面積258㎡のうち140㎡を農業倉庫用地として利用されます。</p> <p>農業倉庫につきましては、木造1棟の29㎡です。倉庫には、トラクター、コンバイン等機材を格納されます。</p> <p>隣接農地は本人所有のため同意は不要です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。</p>
議長	<p>74ページをお願いします。</p> <p>議案29号農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明と現地調査の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1番について、ご説明いたします。申請地は、上陽町と星野村の旧町村堺から東に約1kmの場所に位置する農地です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり第2種農地と判断します。地番は、八女市星野村字榎谷1093番3、登記・現況ともに田、面積は、575㎡です。</p> <p>この土地を、八女市星野村の〇〇氏が、専用住宅用地として転用される計画です。</p> <p>住宅建築面積に対して、計画面積が過大すぎるように見受けられますが、敷地の中に自動車を4台駐車される計画であり、妥当であると考えられます。隣接農地の同意、及び、水利の承諾は得られています。4月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で</p>

議 長	<p>処理され、南側水路へ排水される計画です。</p> <p>雨水は、自然流下により南水路へ排水される計画であり、隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんのでこの案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。75ページをお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案30号農地法第5条の規定による許可処分の変更について番号1番について説明をお願いいたします。</p> <p>1番について説明します。申請地の場所ですが、八女市本村にあります学校法人八女学院から北へ200mほど進んだ農地です。</p> <p>変更前、申請地は八女市本村字廻田754番1、登記・現況ともに田、面積は802㎡外1筆、合計面積1,268㎡です。</p> <p>変更後、申請地は八女市本村字廻田754番1、登記・現況ともに田、面積は802㎡、外10筆。合計面積4,419㎡です。</p> <p>当初計画では、〇〇氏が八女郡広川町大字新代の〇〇氏他1名から譲り受けられて、宅地分譲用地(4区画)として計画されておりました。事業計画変更は、隣接農地所有者の売却意向により、宅地分譲用地として変更するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p>

農業委員 21番	あの、外10筆とあるがなぜ合計面積が記載されていないのですか。
事務局	失礼しました。当初計画の合計面積につきましては、記入漏れですので申し訳ございませんでした。
農業委員 21番	それに約1年前でしょこれ。なんで1年間このまま置き去りにして、現在取消にして計画変更を認めるのか。なぜ早期に取り掛からなかったのか。そのへんの説明をお願いします。
事務局	先程言われた通り、当初の計画から1年という事ですけど、申請者の持ち分3名の方がいらっしゃいますが、もともとの所有者の方がご存命でしたが、話をされてある途中でお亡くなりになられ、それから相続等の手続き等があり時間が経ってしまったとお伺いしています。
農業委員 21番	だからなぜ1年もほったらかしにするのか。それともう1件ここで質問しますけど消防法とか行き止まりの関係は本当に大丈夫なのか。 色んな問題を含めて、どうなのかと質問をした時に的確にその場で答えられなくても、ある程度回答をもって対応するようにしていかないと。今回も最初の面積よりも急に膨れ上がって、中に100m位の道路も通っているけれど、それが最終的には市道に変わるというのであれば審議案としてきちんと検討しないといけないと思います。
議長	今の田村委員からの発言をきちんと記録して市と行政との調整を図るようによろしくをお願いします。 それでは事務局の説明が終わりまして、質疑を終結したいと思います。 それでは採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

議 長	<p>76ページをお願いいたします。</p> <p>議案第31号農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明します。申請地の場所ですが先程も申し上げました通り、学校法人八女学院から北へ200m進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市本村字廻田754番1、登記・現況ともに田、面積は802㎡外10筆、合計面積4419㎡です。</p> <p>この土地を八女郡広川町大字長延の〇〇氏が八女市本村の〇〇氏、外4名から譲り受けられて、宅地分譲用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市納楚にあります国道442号線の納楚中交差点から北東へ200mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市納楚字西鶴271番1、登記田、現況畑、面積791㎡です。</p> <p>この土地を久留米市荒木町荒木の株式会社〇〇が八女市納楚の〇〇氏から譲り受けられて宅地分譲用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市平田にあります福岡八女農業協同組合東部農業倉庫より西へ200mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は八女市平田字水洗174番1、登記現況ともに畑、面積356㎡他1筆。合計面積372㎡です。</p> <p>この土地を久留米市江戸屋敷の〇〇氏が八女市本の〇〇氏から使用貸借で譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請で</p>

<p>議 長</p>	<p>す。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され北側水路に排水され、雨水も北側水路に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明いたします。申請地は、八女市本にありますミニストップ八女本店から南東へ400mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市本字小路2986番1、登記、現況とも畑、面積424㎡です。全体計画面積979.57㎡です</p> <p>この土地を八女市本村の株式会社〇〇が八女市鶴池の〇〇氏から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地及び宅地分譲用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに西側側溝に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議 長	<p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
事務局	<p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。 ご説明いたします。申請地は、八女市本にありますミニストップ八女本店より南東へ400mほど進んだ農地です。 農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は3番と同じです。 申請地は八女市本字屋敷田569番1、登記、現況ともに畑、面積は39㎡外3筆。合計面積1,431㎡です。 この土地を八女市本村の株式会社〇〇が、八女市鶉池の〇〇氏から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。 4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市新庄にあります八幡小学校より北西へ500mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は3番と同じです。</p> <p>申請地は八女市新庄字高上1226番1、登記・現況ともに田、面積は499㎡です。</p>
事務局	<p>この土地を筑後市大字長浜の〇〇氏が、八女市新庄の〇〇氏から無償で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要であり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに東側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にありますホームプラザナフコ八女インター店より南へ200mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p> <p>申請地は八女市蒲原字下村1636番10、登記・現況ともに畑、面積は93㎡です。</p> <p>この土地を八女市蒲原の〇〇氏が、八女市蒲原の〇〇氏から使用貸借で譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要であり、水利の承諾はとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません、雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。</p>

議 長	<p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、主要地方道佐賀八女線の龍ヶ原交差点より広川町方面へ400mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p> <p>申請地は八女市蒲原字長牟田1987番21、登記、現況ともに畑、面積は406㎡外3筆、合計面積1376㎡です</p> <p>この土地を大阪府富田林市藤沢台の株式会社〇〇が、八女市室岡の〇〇氏他1名から譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません、雨水は西側側溝へ排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達</p>

事務局	<p>いたします。</p> <p>続いて番号9番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。申請地は、八女市室岡にあります岡山保育園より道路を挟んで北側の農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は3番と同じです。</p> <p>申請地は八女市室岡字駄渡瀬1286番6、登記・現況ともに畑、面積は330㎡です、</p> <p>この土地を八女市鶴池の〇〇氏が、八女市鶴池の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要であり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに南側側溝に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
事務局	<p>続いて番号10番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。申請地は、国道442号線の室岡交差点より南西へ200mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市室岡字折部屋舗808番4、登記・現況ともに畑、面積は165㎡、非農地含め全体計画面積22,675㎡です。</p>

事務局	<p>この土地を小郡市稲吉の〇〇氏が、八女市室岡の〇〇氏から使用貸借で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側側溝に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号11番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、西中学校より西へ400mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p> <p>申請地は八女市鶴池字北名205番、登記・現況ともに畑、面積は834㎡です。</p> <p>この土地を小郡市小郡の株式会社 代表取締役〇〇氏が、八女市国武の〇〇氏から譲り受けられまして、共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p>
事務局	<p>4月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とも南側水路に排水される計画です。</p> <p>特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号12番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>説明いたします。申請地の場所は、上陽町上横山地区の岩下集落内にあります農地です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>申請地は上陽町上横山字岩下528番1、登記・現況ともに畑、面積は160㎡です。この土地を上陽町上横山の〇〇氏が、上陽町上横山の〇〇氏から貸借され、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利委員の承諾はとれています。</p> <p>令和5年の4月上旬にすでに自社用駐車場にする工事に着手されています。始末書について提出がありましたので読み上げます。</p> <p style="text-align: center;">(始末書読み上げ)</p> <p>4月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は北側の既存水路へ排水されます。</p> <p>排水に関して特段問題ないと確認しております。</p> <p>以上よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達</p>

いたします。

以上で議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を終了いたします。

お疲れ様でした。

(閉会宣言 3 時 7 分)